

県産木材建築利用促進事業（建築支援）補助金額計算の考え方について

島根県林業課木材振興室

1. 補助金額計算の考え方について

県産木材建築利用促進事業では、住宅または非住宅建築物1戸・棟あたりの標準木材使用量に占める県産木材の使用割合に応じて単価が上がる仕組みとなっています。

具体的には、以下のとおり補助単価が上がっていきます。

一戸・棟あたりの県産木材使用割合が60%までの部分	補助金なし
〃 60%～70%までの部分	2万円/m ³
〃 70%～80%までの部分	3万円/m ³
〃 80%～100%までの部分	5万円/m ³

例えば、標準木材使用量が25.0 m³の建築物で、そのうち県産木材を24.0 m³（標準木材使用量の96%に相当）使用した建築物を新築する場合、以下のとおり計算します。

①60%までの使用部分について

25 m³×60%=15 m³までの使用部分について、補助金交付なし。

②60%以上の使用部分について

60～70%部分に相当する県産木材使用量2.5 m³（標準木材使用量25 m³×（60～70%までの10%））に対して、m³あたり2万円の補助金を交付。

よって、2.5 m³×2万円/m³=5.0万円の補助金を交付。

③70%以上の使用部分について

60～70%部分に相当する県産木材使用量2.5 m³（標準木材使用量25 m³×（70～80%までの10%））について、m³あたり3万円の補助金を交付。

よって、2.5 m³×3万円/m³=7.5万円の補助金を交付。

④80%以上の使用部分について

県産木材使用量4.0 m³（標準木材使用量25 m³×（80～96%までの16%））について、m³あたり5万円の補助金を交付。

よって、4.0 m³×5万円/m³=20.0万円の補助金を交付。

これらの補助金額を合計すると、5.0万円+7.5万円+20.0万円=32.5万円となり、32.5万円が工務店へ交付されます。補助金額は千円単位で計算し、千円未満は切り捨てます。

補助金計算にあたっては、県HPに補助金額計算シートを掲載しますので、必要に応じてご使用ください。住宅・非住宅建築物1戸・棟あたりの延床面積及び県産木材使用量を入力すると、補助金額が自動で計算されます。当シートは、工事完了後の交付申請の際にも提出してください。

補助金の申込みは先着順とし、予算の上限に達した段階で申込み受付を終了します。

2. 対象となる木材製品について

対象となる木材製品について、家具・建具を除く全ての部材とします。また、ウッドデッキや木製フェンスも補助対象となります。詳細は下記のとおりです。

【構造材】

通し柱、管柱、間柱、棟木、大引き、土台、母屋、束、垂木、筋違、根太、胴差、貫、梁、桁、及び構造用材として用いた合板

【造作材】

内法材（敷居、鴨居、長押）、床柱、押入れ材、床板、天井板、回り縁、内壁材、外壁材、その他造作材として一般的に使用する部材

【その他木材製品】

野縁、胴縁、野地板、破風・鼻隠し、広小舞・登り淀、杵材、階段部材、住宅に付随した設備（ウッドデッキ、木製フェンス等）、その他建築材料として一般的に使用される部材

※上記に記載のない部材について、必要に応じて項目を追加できるものとします。